

地域住宅計画の事後評価報告シート

1. 事後評価を実施した地域住宅計画	
①計画の名称	東大阪市地域住宅計画
②都道府県名	大阪府
③計画作成主体	東大阪市
④計画期間	平成18年度～20年度
⑤計画の目標	『夢と活力ある元気都市・東大阪』を目指し、実現するための柱のひとつである「安全で住みよいまちづくり」に関する指針である「東大阪市住宅マスタープラン」、市営住宅の総合的な活用計画である「東大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、効率的・合理的な施策の推進を図る。 (施策の展開方針) ○市営住宅ストック総合活用計画に基づく事業の推進 ○市民ニーズに対応した市営住宅の充実 ○高齢者や障害者、すべての人の人権が尊重され活動できる居住環境整備の推進 ○効率的・合理的な財政運営のため、民間事業者等と連携した事業の推進
2. 事後評価の内容	
⑥実施体制・時期	東大阪市において評価を行う(平成21年5月)
⑦事後評価の結果	<p>指標① : 「バリアフリー化住宅の割合」</p> <p>定義 : 市営住宅におけるバリアフリー化された住宅の割合</p> <p>評価方法 : 市営住宅管理戸数に対するバリアフリー化された住宅の比率(H17・H20年度)</p> <p>結果 : 従前値: 43%(17年度)⇒目標値: 46%(20年度) ⇒実績値: 45%</p> <p>結果の分析 : 市の事業見直しのため目標を一部達成できなかったが、今後の事業で引き続き市営住宅における住宅のバリアフリー化をすすめていく。</p> <p>指標② : 大規模な改善や個別住宅の改善</p> <p>定義 : 市営住宅において改善事業を行う住宅の戸数</p> <p>評価方法 : 市営住宅において改善事業を行った住宅の戸数(H17・H20年度)</p> <p>結果 : 従前値: 0戸(17年度)⇒目標値: 30戸(20年度) ⇒実績値: 0戸</p> <p>結果の分析 : 市の事業見直しのため目標を達成できなかったが、今後の事業で引き続き市営住宅における改善事業をすすめていく。</p>
⑧結果の公表方法	東大阪市のホームページ・窓口にて公表
3. 事後評価の結果を踏まえた今後の住宅施策の取組への反映等	
⑨今後の住宅施策の取組への反映	事後評価の結果を踏まえ、次期地域住宅計画においても引き続き「東大阪市営住宅ストック総合活用計画」等の住宅に関する計画に基づく施策の重点的な推進をはかり、東大阪市の課題に対応した取り組みを進める。
⑩その他	(特記すべき事項があれば記載)

※この事後評価は別添の地域住宅計画について行ったものである。